

人材確保支援補助金

2025
年度



【副業人材活用型】

副業人材を活用した経営課題の解決にお役立てください

申請期間

随時受付（予算上限額到達まで）

申請方法

産業政策課窓口持ち込みかメール（kougyou@city.maebashi.gunma.jp）にて
※補助申請額が予算額を超えた場合は、前橋市HPにて受付終了のお知らせをします。

補助率 ・ 補助上限額

紹介会社に支払う手数料

補助率 10/10
補助上限額 10万円

副業人材に支払う報酬

補助率 1/2
補助上限額 15万円

※紹介会社は群馬県プロフェッショナル人材戦略拠点に登録されている会社に限ります。

対象者

- ◆ 市内で1年以上継続して業を営み、その業による収益を得ている個人事業主又は中小企業者（一部対象外業種あり）
- ◆ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業者には該当しない
- ◆ 市税を完納している

対象経費

- ◆ 紹介会社を利用して副業人材と契約した際に紹介会社に支払う手数料。
 - ◆ 副業人材に支払った報酬のうち、当初3ヶ月分に係るもの。ただし、令和8年2月27日までに支払った報酬に限ります。
 - ◆ 紹介会社に求人ニーズを登録し、副業人材とマッチングした後に申請してください。ただし、就業後の申請は対象外となります。
- ※ 詳細については令和7年度前橋市人材確保支援補助金交付要項をご覧ください。

申請にあたって

- ◆ 1事業者につき1回までです。副業人材活用型と転職型は重複して利用できません。
- ◆ 他の補助金を受ける場合は、補助対象となることができません。
- ◆ 窓口で事前相談も受付けていますので、積極的にご利用ください。



申請書類等はこちら

お問い合わせ先・担当課

371-8601 前橋市大手町2-12-1 前橋市役所6階 産業政策課 産業政策係
TEL: 027-898-6983 Eメール: kougyou@city.maebashi.gunma.jp
受付時間: 平日 午前8時30分～正午 / 午後1時～5時15分
(令和7年6月2日以降午前9時00分から午後5時00分までに変更になります。)

2025
年度



人材確保支援補助金

【転職型（社会人経験）】

紹介会社を利用した中途人材の正規採用にお役立てください

※中途人材は市外企業かつ市外事業所からの転職に限ります。

申請期間

随時受付（予算上限額到達まで）

申請方法

産業政策課窓口持ち込みかメール（kougyou@city.maebashi.gunma.jp）にて
※補助申請額が予算額を超えた場合は、前橋市HPにて受付終了のお知らせをします。

補助率 ・ 補助上限額

補助率 1／2
補助上限額 100万円

※紹介会社は群馬県プロフェッショナル人材戦略拠点に登録されている会社に限ります。

対象者

- ◆ 市内で1年以上継続して業を営み、その業による収益を得ている個人事業主又は中小企業者（一部対象外業種あり）
- ◆ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業者に該当しない
- ◆ 市税を完納している

対象経費

- ◆ 中途人材を採用するために紹介会社を利用し、雇用に至った際に紹介会社へ支払う手数料（成功報酬型に限ります）。
 - ◆ 令和7年12月31日までに正規雇用及び手数料の支払いの両方が完了し、かつ正規雇用又は手数料の支払いのいずれか遅い方が令和7年1月1日から令和7年12月31日の間にあったもの。
 - ◆ 正規雇用及び手数料の支払いの両方が完了した後に申請してください。
- ※ 詳細については令和7年度前橋市人材確保支援補助金交付要項をご覧ください。

申請にあたって

- ◆ 1事業者につき1回までです。副業人材活用型と転職型は重複して利用できません。
- ◆ 他の補助金を受ける場合は、補助対象となることができません。
- ◆ 窓口で事前相談も受付けていますので、積極にご利用ください。



申請書類等はこちら

お問い合わせ先・担当課

371-8601 前橋市大手町2-12-1 前橋市役所6階 産業政策課 産業政策係
TEL: 027-898-6983 Eメール: kougyou@city.maebashi.gunma.jp
受付時間: 平日 午前8時30分～正午 / 午後1時～5時15分
(令和7年6月2日以降午前9時00分から午後5時00分までに変更になります。)